

(案)

第7期美瑛町障がい福祉計画
第3期美瑛町障がい児福祉計画

(計画期間 令和6年度～令和8年度)



the most beautiful
villages
in japan

「日本で最も美しい村」連合

美 瑛 町

目 次

第1 美瑛町障がい福祉計画の策定概要

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の点検、達成状況の評価	2
5	「障がい」の表記について	2

第2 障がい福祉計画

1	障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標	3
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	3
(2)	入院中の精神障がいのある人の地域への移行	4
(3)	地域生活支援拠点等の整備	4
(4)	福祉施設から一般就労への移行等の推進	5
2	障がい福祉サービス等の量の見込み	6
(1)	訪問系サービス	6
(2)	日中活動系サービス	8
(3)	居宅系サービス	12
(4)	相談支援	14
(5)	障がい児通所支援・障がい児相談支援	16
3	地域生活支援事業の推進	18
(1)	理解促進研修・啓発事業	18
(2)	自発的活動支援事業	18
(3)	相談支援事業	19
(4)	成年後見制度利用支援事業	20
(5)	成年後見制度法人後見支援事業	20
(6)	意思疎通支援事業	21
(7)	日常生活用具給付等事業	21
(8)	手話奉仕員養成研修事業	22
(9)	移動支援事業	22
(10)	地域活動支援センター事業	22
(11)	日中一時支援事業	23

第3 美瑛町の障がい者の現況

	身体障がい者	24
	知的障がい者	25
	精神障がい者	25

第4 計画の推進に向けて

1	計画の推進体制	26
2	人材の確保・質の向上	26

3	計画の進行管理	26
4	災害・感染症対策に係る体制整備	27
第5	<u>その他実施に必要な事項</u>	27
	美瑛町障がい福祉計画策定のためのアンケート調査結果【資料1】	28
	美瑛町地域自立支援協議会委員名簿【資料2】	40
	美瑛町地域自立支援協議会設置要綱【資料3】	41

第1 美瑛町障がい福祉計画の策定概要

1 計画策定の背景

我が国における障がいのある人を取り巻く環境は、今日にいたるまでめまぐるしく変化してきました。

国においては、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、これまで身体・知的・精神などの障がい種別ごとに対応してきた障がい福祉サービスを「市町村を中心に、年齢・障がい種別を超えた一元的な体制を整備し、地域における障がい者福祉を実現する」という方向が示され、計画的なサービス提供基盤の整備のため、市町村に「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。

平成23年8月には、障害者基本法が改正され、障がい者の定義が見直されました。新たな定義は「障害及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。」とされ、社会的障壁でとらえることが規定されています。

平成25年からは、障害者自立支援法が改正され「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」として施行されました。

この障害者総合支援法においては、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者等に対する支援の拡充を行い、障がい福祉計画については、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画を変更すること、その他の必要な措置を講じることを法律上明記し、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとしました。

また、平成28年6月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、同法に基づく児童福祉法において「障がい児福祉計画」の策定が市町村に義務付けられました。

平成30年4月には、障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等を図るため、障害者総合支援法等が改正されました。さらに、令和4年12月には、更なる地域生活の支援体制の充実や障がいのある方の多様な就労ニーズに対する支援等の推進等を図るため、同法が改正されました。

本町では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、平成18年度の第1期障がい福祉計画の策定以来、通算6期にわたって障がい福祉計画を策定してきました。この計画の実績や障がいのある人等の意向を踏まえたうえで、令和6年度から令和8年度末に向けて、障がい者及び障がい児施策の成果目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた「第7期美瑛町障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本町における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

また、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に

定めた「市町村障害者計画」の生活支援分野や就労分野などの施策の一部を構成します。さらに、国の「障害者基本計画」、北海道の「北海道障がい福祉計画」等を踏まえるとともに、「美瑛町まちづくり総合計画」、「美瑛町地域福祉計画」等の各計画との連携・調整を図っていきます。

年度												
30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

<u>第5次美瑛町まちづくり総合計画</u> (H28～R4)	<u>第6次美瑛町まちづくり総合計画</u> (R5～R14)
------------------------------------	------------------------------------

<u>第1次美瑛町地域福祉計画</u> (H29～R3)	<u>第2次美瑛町地域福祉計画</u> (R4～R8)	<u>第3次美瑛町地域福祉計画</u> (R9～R13)
---------------------------------	--------------------------------	---------------------------------

<u>第2次美瑛町障がい者福祉計画</u> (H27～R6)	<u>第3次美瑛町障がい者福祉計画</u> (R7～R16)
-----------------------------------	-----------------------------------

第5期美瑛町 障がい福祉計画 第1期美瑛町 障がい児福祉計画 (H30～R2)	第6期美瑛町 障がい福祉計画 第2期美瑛町 障がい児福祉計画 (R3～R5)	第7期美瑛町 障がい福祉計画 第3期美瑛町 障がい児福祉計画 (R6～R8)	第8期美瑛町 障がい福祉計画 第4期美瑛町 障がい児福祉計画 (R9～R11)
---	--	---	---

3 計画の期間

市町村障がい福祉計画及び市町村障がい児福祉計画は、3年を1期として策定することが定められています。そのため第7期障がい者福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。

4 計画の点検、達成状況の評価

本町では、町民だれもが健康で、住みなれた地域において安心して暮らせるまちづくりの推進を図るために設置している「健康と福祉のまちづくり会議」や、相談支援事業などで把握されたニーズに基づいて対応すべきサービス資源やシステムのあり方を協議し開発することを目的に設置している「美瑛町地域自立支援協議会」において意見などを求めながら所要の対策を講じていきます。

5 「障がい」の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある人の人権を尊重する観点から、可能な限り平仮名で表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまで通り「害」の字を使用します。

第2 障がい福祉計画

1 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①施設入所者の地域生活への移行

国の基本方針
令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本として目標値を設定する。

目標設定の考え方
国の基本方針に基づいて、6%以上を地域生活に移行とすべき本計画では、地域生活移行人数を2人と推計します。

	人数	考え方
施設入所者数	31人	令和4年度末時点の入所者数
目標年度の地域移行者数	2人	施設入所からグループホーム等への移行見込み

②施設入所者の削減

国の基本方針
令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本として、目標値を設定する。

目標設定の考え方
国の基本方針に基づいて、5%以上を削減すべき本計画では、削減数を2人と推計します。

	人数	考え方
施設入所者数	31人	令和4年度末時点の入所者数
目標年度の施設入所者数	29人	令和8年度末の入所者数
削減見込み	2人	削減見込み

施設入所については、北海道内の事業所に31人が入所していますが、地域移行や地域定着またはグループホームへ移行し、令和8年度末までに2人を移行するよう努めます。また、施設入所者を2人削減するよう努めます。

そのために、地域における居住の場としてのグループホームの拡大や地域移行等の充実を図ります。町内において、障がい者グループホームがないことから、他の事業所での整備等、町内・町外の事業所と連携し検討・協議しながら拡充に努めます。

(2) 入院中の精神障がいのある人の地域への移行

国の基本方針

令和8年度末における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上とする。

目標設定の考え方

国の基本方針に基づいて、地域移行を進める事を基本としますが、本町においては、道が定める計画目標数値を参考にしながら地域移行を推進するものとし、地域の実情及びグループホーム等の居住の場の確保並びに支援体制の連携強化を図りながら進めます。

本町には精神障がいのある人の入院施設はなく、近隣では旭川市にある状況です。

入院施設には、旭川地域支援センターをはじめ地域移行、地域定着事業を実施している事業所が入院患者の方と相談しながら退院・退院後について支援しています。

令和6年度以降も入院施設と連携し、さらに相談事業所等と連携しながら地域への移行を促進します。

また、退院後においては、グループホーム、ハローワークや就労継続支援A型・B型の拡充を図ることにより、環境整備に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本方針

各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めることを基本とする。また、強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

目標設定の考え方

国の基本方針に基づいて、地域生活支援拠点の整備を進めるとともに、コーディネーターの配置等により効果的な支援体制や緊急時の連絡体制の構築を図ります。

また、強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握するとともに、支援体制の整備に努めます。

地域生活支援拠点とは、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある子どもや障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することを目的としています。

地域生活支援拠点の機能として、居住の場や緊急時に短期入所が可能な居室の確保等が必要とされていることから、障がい福祉サービス事業所と連携し、障がい者グループホームの整備を進めます。

また、コーディネーター等の配置や強度行動障害を有する者の支援について、関係機関と情報共有や協議をするとともに、支援体制の構築に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

国の基本方針
一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にするとともに、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を5割以上とすることを基本として、目標値を設定する。

目標設定の考え方
国の基本方針に基づいて、一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上の1人とする。就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を5割以上とする。

	人数	考え方
一般就労移行者数	2人	令和3年度実績
目標年度の一般就労移行者数	3人	令和8年度一般就労移行者数
就労移行支援事業の利用者数	3人	令和3年度実績
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	3人	令和8年度の利用者数

町内の就労移行支援事業所はありませんが、令和3年度の就労移行支援事業のサービス利用者は3人となりました。また、一般就労の移行者は2人となりました。

一般就労の受入企業が非常に少ない状況であることから、町内と近隣市町村の企業に対し障がいのある人の理解を深めていくことが重要であり、ハローワークや就労支援事業所と連携及び推進することにより、一般就労後も「就労定着支援」を利用する等、安定した生活を続けていくための支援を検討していきます。

また、障がい者が農業分野で活躍することを通じ、社会参画を実現し、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手となる美瑛町独自の取組として令和3年度から実施している「農福連携事業」について、障がい者の自信や生きがいの創出に寄与していることから、今後においても継続した事業実施に努めます。

2 障がい福祉サービス等の量の見込み

令和6年度から令和8年度までの障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下の通りです。

(1) 訪問系サービス

障がいのある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の各サービス）を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者 (障がい支援区分1以上)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有するため、常に介護を必要とする障がい者 (障がい支援区分4以上)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います
同行援護	重度の視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難がある人で、常に介護を必要とする方 (障がい支援区分3以上)	障がい者が行動をする際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障がい支援区分6) ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、ALS患者など、呼吸管理が必要な身体障がい者や最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等)を包括的に提供します

【第6期計画と実績】

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	人/月	10	13	11	13	12	13
	時間/月	100	103	110	122	120	108

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	11	12	12
	時間/月	110	120	120
重度訪問介護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
同行援護	人/月	1	1	1
	時間/月	10	10	10
行動援護	人/月	1	1	1
	時間/月	10	10	10
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

訪問系サービスでは、令和5年度の見込みで、居宅介護、同行援護及び行動援護の利用となっています。

また、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援は提供できる事業所が町内にありませんが、居宅介護については町内に1事業所があり、事業所と連携しながらサービスの提供に努めます。

第6期については、計画値と同程度の実績で推移しています。第7期計画においては、第6期の利用者数や平均的な利用量及び国の基本方針、アンケート調査の結果等を勘案して計画値を設定しています。

(2) 日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護）及び短期入所事業について、充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、 ① 49歳以下の場合、障がい支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ② 50歳以上の場合、障がい支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作活動又は生産活動の機会を提供します
自立訓練 （機能訓練）	① 入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ② 支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練 （生活訓練）	① 入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ② 支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練 （宿泊型）	知的障がい者及び精神障がい者の方	日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している障がい者に対し、一定の期間、夜間の居住の場を提供して生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います （標準利用期間を原則1年間とし、利用開始から3か月ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新を行います）
就労選択支援	新たに就労継続支援（A型・B型）を利用する意向の方、標準利用期間を超えて就労移行の利用を更新する方	就労計福祉サービスの利用の前に、就労能力や適性を客観的に評価するとともに、本人の強みや課題を明らかにし、就労に当たって必要な支援や配慮を整理することにより、適切なサービスに繋げられるよう支援を行います

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図る事により、雇用契約に基づく就労が可能な方で（利用開始時に65歳未満） ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ② 支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用に結びつかなかった方 ③ 就労経験のある方で、現在雇用関係がない方	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います
就労継続支援（B型）	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される方で ① 企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ② 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった方 ③ 50歳に達している方 ④ 試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された方	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います
就労定着支援	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者	利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。（利用者ごとに3年の利用期間が設定され、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぎます。）
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方で、 ① ALS患者など、呼吸管理を行っており、障がい支援区分6の方 ② 筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障がい支援区分5以上の方	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います
短期入所（ショートステイ）	介護者の病気などにより一時的に自宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います

【第6期計画と実績】

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	人/月	61	62	61	60	61	62
	人日/月	1,220	1,293	1,220	1,265	1,220	1,261
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（宿泊型）	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人/月	1	1	1	0	2	0
	人日/月	19	21	19	0	38	0
就労継続支援A型	人/月	6	13	7	13	8	13
	人日/月	120	204	140	235	160	237
就労継続支援B型	人/月	43	43	44	48	45	47
	人日/月	860	756	880	853	900	807
就労定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0
療養介護	人/月	3	3	3	3	3	3
	人日/月	93	93	93	93	93	90
短期入所	人/月	3	1	3	2	3	2
	人日/月	12	30	12	17	12	9

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	62	62	62
	人日/月	1,240	1,240	1,240
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（宿泊型）	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
就労選択支援	人/月	0	1	1
	人日/月	0	10	10
就労移行支援	人/月	1	1	2
	人日/月	19	19	38
就労継続支援A型	人/月	13	15	16
	人日/月	234	270	288
就労継続支援B型	人/月	46	48	49
	人日/月	828	864	882
就労定着支援	人/月	1	1	1
療養介護	人/月	3	3	3
	人日/月	93	93	93
短期入所	人/月	3	3	3
	人日/月	12	12	12

【生活介護】

生活介護については町内の在宅者及び町外施設入所者がほぼ一定数で推移をしていることから、第7期計画においても同程度の水準で推移すると考え、平均的な日数を割り出し、数値を見込みました。

【自立訓練】

自立訓練については、町内に事業所がありません。利用者は北海道内の事業所を利用しています。現在、利用者は0人で、第7期計画では見込んでいません。

【就労選択支援】

就労選択支援については、令和4年12月の障害者総合支援法等の改正により、新たに追加されるサービスとなります。就労移行支援等のサービス利用量から利用者数及び日数を見込んでいます。

【就労移行支援】

就労移行支援については、町内に事業所がありません。国の指針では就労移行支援利用者数及び一般就労者への移行率を増やす目標を掲げていますが、サービス利用期間の制限があり、大幅な利用者の増加は見込まれないことから、第6期の実績を基に利用者数を見込んでいます。

【就労継続支援A型】

就労継続支援A型については、町内に事業所がありません。第6期については、計画の数値を上回る実績となっています。

第7期計画については、実績を基に推移することを考え見込んでいます。

【就労継続支援B型】

町内では、3事業所がサービスを提供しており、利用者にとっては生活の拠点となっています。利用者数は増加傾向にあり、第6期計画を上回る実績となっています。第7期計画では、第6期の実績やアンケート調査の結果等を考慮し、微増を見込んでいます。

【就労定着支援】

第6期の実績はありませんが、一般就労に伴う環境や生活の変化により、安定した生活を続けられなくなる方が見受けられることから、サービスの利用を推進していきます。

【療養介護】

町内に事業所が無いため、道内の事業所を利用しています。該当者が限られることから第7期計画では、第6期実績と同数を見込んでいます。

【短期入所】

町内に事業所が無いため、道内の事業所で利用しています。第6期の実績では、計画の数値を下回っています。第7期計画では、第6期の実績やアンケート調査の結果から利用者を見込んでいます。

(3) 居宅系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がいのある人に対し、地域移行に必要なサービスを提供するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域生活への移行を推進します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している方で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の援助が必要な方	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います
施設入所支援	① 生活介護利用者のうち、障がい支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ② 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います (自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者	定期的に(月2回以上)利用者宅を訪問し、日常生活の課題、公共料金の納付、利用者の体調や通院状況、地域住民との関係等を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います

【第6期計画と実績】

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
共同生活援助	人/月	26	23	28	27	30	29
施設入所支援	人/月	31	32	31	29	30	30
自立生活援助	人/月	1	0	1	0	1	0

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	29	31	33
うち重度障がい者	人/月	0	0	0
施設入所支援	人/月	30	30	29
自立生活援助	人/月	1	1	1

【共同生活援助】

町内に事業所が無いため、道内の事業所を利用しています。

本町でのニーズや国の指針で示されている施設入所者からの地域生活の移行、地域生活支援拠点整備を勘案し、精神障がい者や知的障がい者等のグループホーム施設整備を進めます。

【施設入所支援】

町内に事業所が無いため、道内の事業所で利用しています。

国では、施設入所者を減らすことにより、グループホームや在宅での生活を推進しているところですが、施設入所の支援を受けなければ生活できない利用者もいることから、実情にあったサービスを提供していくとともに、新たな入所希望があった場合は、施設のニーズや環境の確認に努めます。

【自立生活援助】

施設やグループホーム、精神科病院などから、一人暮らしに移行する方に、生活に必要な援助を行います。

地域移行が可能な対象者が少ないことから、第7期計画では毎年1人を見込んでいます。

(4) 相談支援

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むための障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制を構築します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がい福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 ② 障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障がい児 	<p>サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います</p> <p>継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います</p>
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 ② 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入所している精神障がい者 	<p>住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います</p>
地域定着支援	<p>居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者</p>	<p>対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います</p>

【第6期計画と実績】

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援	人/年	140	142	145	144	150	144
	人/月	40	36	42	49	44	44
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	145	145	150
	人/月	44	44	45
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

【計画相談支援】

町内では1事業所が、計画相談支援を行っています。町外施設入所者については、近郊の相談支援事業所が相談支援を実施している状況です。

第7期計画では、他の市町村計画に合わせ、各年度の3月の計画作成及びモニタリングの件数を併記しています。

この計画相談支援は、平成27年4月からサービスを利用する方全員に計画が義務付けられたことから、サービス利用者の増とともに増加しています。

第7期計画においても、これまでの推移を考慮して増加を見込んでいます。

【地域移行支援・地域定着支援】

町内に事業所が無く、第6期計画においても実績がない状況ですが、第7期計画では、当該サービスと関連のあるグループホームの整備や一般就労、就労継続支援A・Bなどの支援も強化し、障がい者が地域で生活を送れるように努めます。

(5) 障がい児通所支援・障がい児相談支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「美瑛町子ども子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援を確保します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	就学前の障がい児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います
放課後等デイサービス	就学している障がい児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います
保育所等訪問支援	保育所等の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所等の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います
障がい児入所支援	障がい児	障がい児入所施設に入所、または指定医療機関に入院する障がい児に対して保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。障がい児入所施設に入所し、または指定医療機関に入院している障がい児のうち知的障がい児、肢体不自由のある児童または重症心身障がい児に対し治療を行います
障がい児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）を利用するすべての障がい児	障がい児支援利用援助は障がい児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います 継続障がい児支援利用援助は障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います

【第6期計画と実績】

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	人/年	51	29	52	29	53	32
	日/月	229	131	234	131	238	139
医療型児童発達支援	人/年	0	0	0	0	0	0
	日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人/年	0	0	0	0	0	0
	日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/年	60	71	62	78	64	72
	日/月	600	710	620	780	640	720
保育所等訪問支援	人/年	1	0	2	0	3	0
	日/月	2	0	4	0	6	0
障がい児相談支援	人/年	105	108	110	107	115	108
	人/月	50	49	52	61	54	61

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	32	32	32
	人日/月	140	140	140
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人/年	0	0	0
	日/月	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	72	74	75
	人日/月	720	740	750
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
	人日/月	2	2	2
障がい児相談支援	人/年	108	110	112
	人/月	61	62	63

放課後等デイサービスについては、町内で3事業所がサービスを提供しており、各通所サービスの利用者と利用量ともに、第6期計画を上回る実績となっています。未就学児が対象となる児童発達支援の実績については、第6期計画を下回っており、実績に基づき今後の利用量を見込み第7期の計画値としています。

3 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に応じ、柔軟な形態により事業を効果的かつ効率的に実施するものです。

本町では、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業について、要綱を整備していますが、実績の無い事業もあり、実施に向けた取り組みを進めます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有・無	有	有	有

町内で行われるイベント等を活用し、障がい者に対する理解の促進や制度の啓発活動を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	有・無	有	有	有

障がいのある方の自動車改造助成を行っています。引き続き事業の周知や支援方法の検討を進めます。

(3) 相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がい者やその介護者、障がい児やその保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	有・無	無	無	無
住宅入居等支援事業	有・無	無	無	無

本町では、役場窓口の担当として、社会福祉士等の専門職を配置し対応しています。

また、美瑛町地域自立支援協議会を年3回程度開催し、地域課題の把握等に取り組んでいます。

基幹相談支援センターは設置していませんが、本町の直営で「美瑛町障害相談支援センター」を設置しており、社会福祉士、精神保健福祉士等による専門的な相談や困難事例への対応を行っています。

住宅入居等支援事業は実施していませんが、障がい者相談支援事業の中で、家主等への相談や助言・調整等を関係機関と連携しながら対応しています。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要である一方、身寄りがなく申立てを行うことが困難な場合に市町村が申立てを行い、本人等の財産状況から申立費用や後見人等報酬を負担することが困難な場合にこれらの費用を支給することで、成年後見制度の利用促進を図ります。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	有・無	有	有	有

本町では、高齢者等と併せて事業を実施していますが、実績はまだありません。今後さらに成年後見制度の必要性が高まることが予想されるため、地域で暮らす障がいのある人の権利擁護が図れるよう対応していきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	有・無	無	無	無

現在は、法人後見を行う実施団体等がないため、事業の実施予定はありませんが、今後、法人後見の実施を予定する団体からの要望や、市民後見人の養成等の動向をみながら事業実施の検討を行う予定です。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	1	1	1
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0

本町では、「北海道ろうあ連盟」に派遣を委託し事業を実施しています。

今後も手話を一つの「言語」ととらえ、日常生活を送るうえで意思疎通の円滑化を図れるよう実施していきます。

要約筆記者については、旭川市にある団体に要約筆記者を委託し事業を実施しています。今後もニーズの把握を行うとともに、要望に対応できる体制を整備できるよう努めていきます。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がい児を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

- 介護・訓練支援用具 ○ 自立生活支援用具
- 在宅療養等支援用具 ○ 情報・意思疎通支援用具
- 排泄管理支援用具 ○ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	1
排泄管理支援用具	件/年	4 4 5	4 5 0	4 5 5
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件/年	1	1	1

排泄管理支援用具の利用が大半を占め、排泄管理支援用具は蓄便袋や蓄尿袋、おむつ購入の利用となっております。

今後も利用者が見込まれ、第7期計画においても継続してサービスの提供を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい等のある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常の会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	2	2	2

令和2年度から、1市8町による定住自立圏の形成に関する協定書に基づき、旭川市で行われる手話奉仕員の養成講座に申し込んで参加できる体制が整備されました。引き続き研修事業の推進に努めます。

(9) 移動支援事業

外出時に支援が必要と認められた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	17	17	18
	延時間/年	493	510	540

本町は面積が広く、日常生活を送るために自動車での移動が必要不可欠です。特に障がいのある方は、自動車や運転免許がない方や、公共交通機関の利用にも支障がある方等が多いため、社会参加するための重要なサービスの1つとなっています。

(10) 地域活動支援センター事業

障がいのある方に対し、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1
	人/年	1	1	1

障がいによって閉じこもりがちになっている方や、日中の居場所がない方等に気軽に通ってもらうことで、外出や他者とのコミュニケーションをとる機会となり、社会参加や地域交流の促進につながる重要な事業となっています。

現在、町内に事業所はなく、全て町外の利用となります。

(11) 日中一時支援事業

障がい者の日中活動の場の確保をするとともに、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業を実施します。

【第7期計画の見込】

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所	7	7	7
	人/年	10	11	12

町内は3事業所、町外は9事業所と委託契約を行い、日中一時支援事業を実施しています。今後も利用者が見込まれ、第7期計画においても継続してサービスの提供を行います。

第3 美瑛町の障がい者の現況

◆ 身体障がい者 (令和5年4月1日現在)

○手帳交付者の年齢・等級別の状況

単位：人（構成比を除く）

区分 年齢区分	級						計	構成比 (%)	重度障がい者 構成比 (1・2級)
	1級	2級	3級	4級	5級	6級			
0～9歳	1	1	0	0	0	1	3	0.5%	66.7%
10～17歳	0	1	1	0	0	0	2	0.4%	50.0%
18～29歳	6	2	1	2	0	0	11	2.0%	72.7%
30～39歳	6	2	1	3	0	0	12	2.1%	66.7%
40～49歳	13	6	3	1	1	1	25	4.4%	76.0%
50～59歳	7	9	5	7	12	2	42	7.5%	38.1%
60～69歳	19	9	12	31	9	9	89	15.9%	31.5%
70～79歳	31	10	18	57	16	9	141	25.1%	29.1%
80～89歳	42	12	26	57	7	13	157	28.0%	34.4%
90歳以上	14	10	19	21	5	10	79	14.1%	30.4%
合計	139	62	86	179	50	45	561	100.0%	35.8%

○身体障害者手帳機能別交付状況

単位：人（構成比を除く）

級区分 機能別	級						計	構成比 (%)
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
肢体不自由	47	49	70	119	46	16	347	61.9%
視覚障がい	9	5	1	6	3	2	26	4.6%
聴覚・平衡障がい	0	8	5	16	1	27	57	10.2%
音声・言語障がい	1	0	1	1	0	0	3	0.5%
内部障がい	82	0	9	37	0	0	128	22.8%
合計	139	62	86	179	50	45	561	100.0%
構成比 (%)	24.8%	11.1%	15.3%	31.9%	8.9%	8.0%	100.0%	—

◆ 知的障がい者（令和5年4月1日現在）

○療育手帳交付者年齢別・判定別の状況

単位：人（構成比を除く）

区分 年齢区分	A判定	B判定	計	構成比	重度障がい者 構成比 (A判定)
0～9歳	2	4	6	3.1%	33.3%
10～17歳	1	28	29	15.1%	3.4%
18～29歳	8	35	43	22.4%	18.6%
30～39歳	9	12	21	11.0%	42.9%
40～49歳	6	18	24	12.5%	25.0%
50～59歳	8	17	25	13.0%	32.0%
60～69歳	10	15	25	13.0%	40.0%
70～79歳	6	8	14	7.3%	42.9%
80～89歳	3	2	5	2.6%	60.0%
90歳以上	0	0	0	0.0%	0.0%
合計	53	139	192	100.0%	27.6%

◆ 精神障がい者（令和5年4月1日現在）

○精神障がい者保健福祉手帳交付者年齢別・判定別の状況

単位：人（構成比を除く）

区分 年齢区分	1級	2級	3級	計	構成比	重度障がい者 構成比 (1級)
0～9歳	0	0	0	0	0.0%	0.0%
10～17歳	0	0	2	2	2.9%	0.0%
18～29歳	0	2	5	7	10.1%	0.0%
30～39歳	0	3	4	7	10.1%	0.0%
40～49歳	0	10	9	19	27.6%	0.0%
50～59歳	2	12	8	22	31.9%	9.1%
60～69歳	0	6	1	7	10.1%	0.0%
70～79歳	2	3	0	5	7.3%	40.0%
80～89歳	0	0	0	0	0.0%	0.0%
90歳以上	0	0	0	0	0.0%	0.0%
合計	4	36	29	69	100.0%	5.8%

第4 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係機関や町内外の様々な関係施設が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある人が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画を推進していきます。

2 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

障がいのある人が安心して生活を営むことができるよう各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけでなく、専門職の確保が重要となります。町における人材の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質の向上が図られるよう、情報交換・協力・支援を行う等連携し、取り組んでいきます。

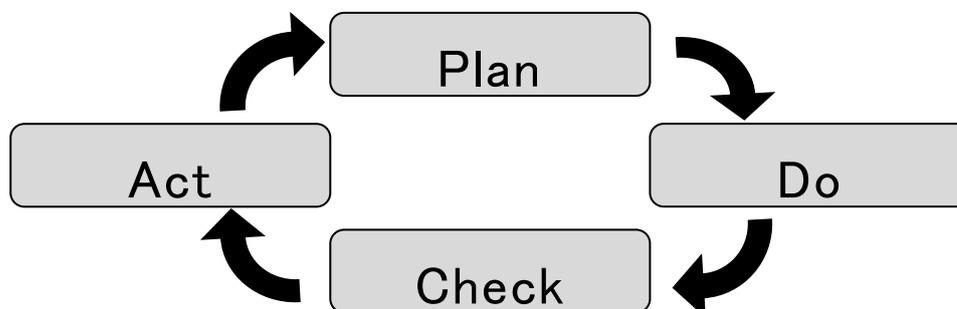
(2) 職員等の資質の向上

複雑・多様化しつつある障がい者ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を構築するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じて行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

3 計画の進行管理

美瑛町地域自立支援協議会において、本計画の推進上における問題点の協議及び毎年度の事業実績等を基に、障がい福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAのサイクルの考え方に基づき本計画の円滑な運用を図ります。

○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

4 災害・感染症対策に係る体制整備

災害発生時に情報の入手や自力での避難が困難な障がい者の方は、大きな被害を受ける可能性があります。また、近年の災害においては、避難所等において長期間の避難生活を余儀なくされ、生活機能の低下等の二次被害が生じている場合があります。災害時の避難生活中の福祉ニーズへの対応が必要となることから、災害時における支援体制の整備を推進します。

治療法が確立されていない感染症や人へのまん延が懸念されている新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の対応については、障がい関係事業所等と連携するとともに、災害や感染症対策についての周知啓発や研修等を実施し、関係部局と連携しながら災害や感染症の発生時に必要な物資について備蓄・調達等ができる環境を構築します。

第5 その他実施に必要な事項

そして、共生する地域社会の実現へ…

障がい者福祉における共生社会とは、特別視されないことや差別の対象にならないだけでなく、障がいのある人とその他の住民が相互に支え合うことを目標にしている社会をいいます。その基盤として最も重要なことは、障がいのある人の人権を尊重する意識の形成であると考えられています。

障がい及び障がいのある人に対する地域住民の理解を促進し、その基盤を形成していくためには、障がいのある人の人格にふれるような理解の進め方と、実際に障がいのある方と接する体験を積んでいく啓発活動だといわれています。例えば、障がいを持つ方等を講師に招いて講演会や研修会、町内の障がい福祉サービス事業所などへの見学やボランティア活動を啓発活動に組み込むことが効果的であるといわれており、地域住民の意識の中に共感的な意識を形成していくことが必要です。

近年、障がいのある人の自立生活を支えるうえで、地域住民が身近な協力者となって、生活を見守る取り組みが重要視されています。地震や噴火など、災害発生時の避難対応においては、地域や町内会との連携が不可欠となっています。

障がいのある人等の障がい特性を理解したうえで自己決定を尊重し、利用者個々の自立を支援する障がい福祉サービスを提供することとあわせて、障がいのある人とその他の住民が相互に支え合い、全ての町民が安心して暮らすことのできる共生する地域社会の実現に向けて取り組みを進めていきます。